

## ●ソフト施策

「重点整備地区における主な取組内容」に示したハード整備の整備効果を高めるとともに、次のとおりソフト施策を設定し、ハード・ソフト両面からのバリアフリー化を推進します。

### 人材育成と啓発活動の推進

- ◆ユニバーサルデザイン・おたがいさま運動に関する講座の推進
- ◆人材育成の推進

### 地域が一体となったマナーの向上

- ◆放置自転車対策の推進
- ◆道路の不正使用対策の推進

### 商店街における「おもてなしサービス」の取り組みの推進

- ◆「おもてなしの気持ち」の醸成

### バリアフリーに関する情報の提供

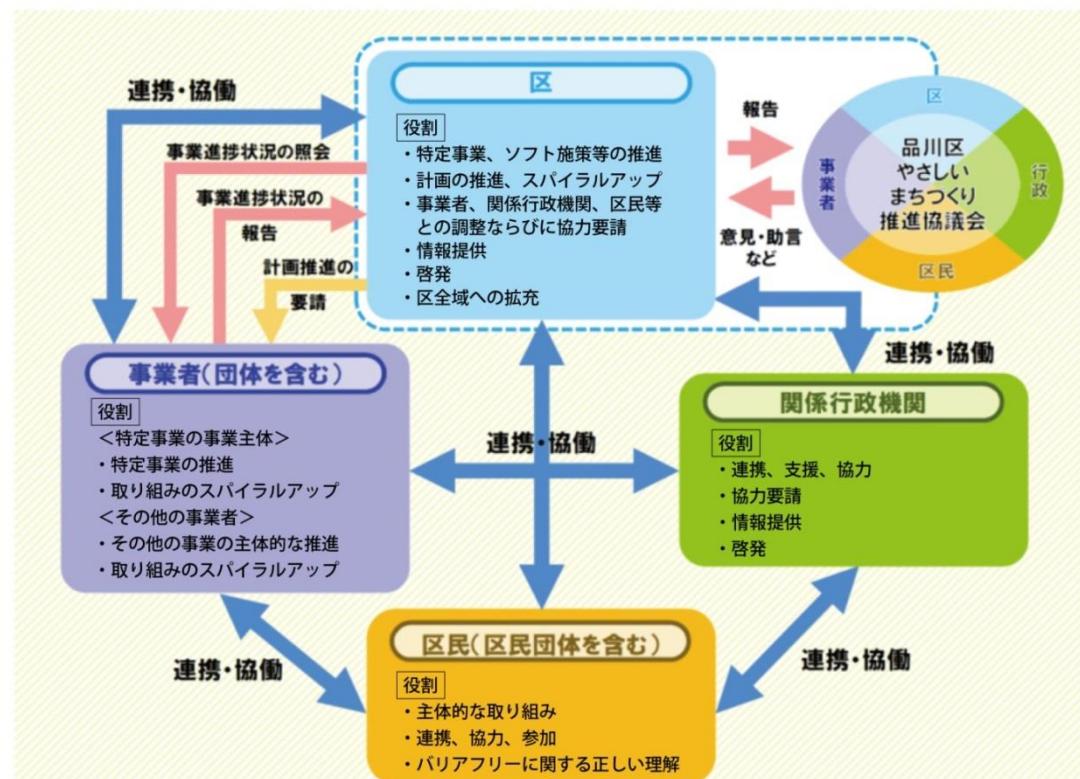
- ◆情報提供の推進

### その他の取り組み

- ◆移動に配慮を必要とする人への理解促進
- ◆バリアフリーへの取組気運の醸成

## ●事業等の推進に向けて

本計画の推進に向けては、区や特定事業の事業主体をはじめとした、区民や事業者、関係行政機関等がお互いに連携・協働していくことが必要になります。



問合せ先 品川区都市環境部 都市計画課 計画調整担当（本庁舎6階）  
〒140-8715 品川区広町2-1-36 電話：5742-6760（直通）

# 品川区旗の台駅周辺地区バリアフリー計画 《概要版》

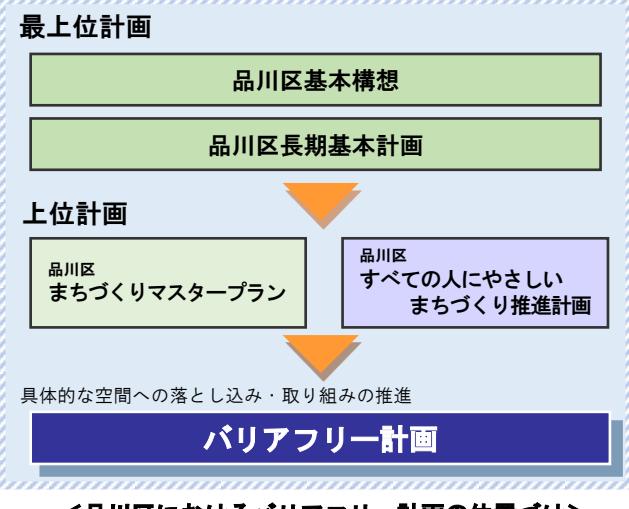


## ●計画策定の背景・目的

わが国では近年、急速な高齢化が進み、国民の4人に1人が65歳以上となる超高齢社会を迎えています。国においては、高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年制定）」などの法整備を進めてきました。

品川区においても、高齢者や障害者を含むすべての人々にやさしいまちをつくるため、平成20年3月に「品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画」を策定し、ハードとソフトの両面から様々なバリアフリー化の取り組みを進めてきました。

さらに今後も高齢化が進むことや、オリンピック・パラリンピックの開催を契機に国際都市として発展することなどを見据え、一体性・連続性のあるバリアフリー化を推進するための具体的な区域・取組を定めた計画として、「旗の台駅周辺地区バリアフリー計画」を策定しました。



### バリアフリー計画とは

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第25条の「基本構想」に該当するもので、国が定める「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づき策定する計画です。旅客施設等を含んだエリアを重点整備地区として設定し、地区内の生活関連施設及び生活関連施設相互間を結ぶ生活関連経路のバリアフリー化の取り組み（特定事業等）について示すものになります。

## ●基本目標

「すべての人にやさしい  
安全・安心・快適に回遊できるまちなかの実現」

## ●基本方針

- ◆区全域におけるバリアフリー化をめざした段階的な取り組みの推進
- ◆区民・事業者等との協働による取り組みの推進
- ◆心のバリアフリーの推進

## ●重点整備地区の整備方針（要約）

### <鉄道>

- 誘導案内設備の整備など、さらなるバリアフリー化を図ります。

### <都市公園>

- トイレや水飲み場の改善など、より一層のバリアフリー化を進めます。

### <建築物>

- 移動等円滑化基準を満たしていない施設のバリアフリー化を優先的に進めます。
- 移動等円滑化基準を満たしている施設は、経路の使いやすさの向上、わかりやすい案内表示の設置など、だれもが安心して利用できる施設整備に努めます。

### <道路>

- 歩道の有効幅員の確保、段差や勾配の解消など、法令や条例に基づく基準に沿った整備を実施します。
- 歩道のない経路においては、路側帯のカラーラー化、点字ブロックの設置推進など、高齢者や障害者の視点に立った歩行空間の確保に努めます。
- 点字ブロックを設置する際には、連続性・利用者の動線・視認性などに配慮し、視覚障害者の円滑な移動の確保に努めます。
- 老朽化したバリアフリー設備の維持管理を行います。
- 歩道上の占有物への指導強化、放置自転車対策等の推進により、既存空間の最大限の活用を図り、安全な歩行空間の確保に努めます。

### <交通安全施設>

- 必要に応じた横断歩道へのエスコートゾーンの整備、音響式信号機の設置等による安全で快適な移動支援に向けた整備を進めます。

### <心のバリアフリー>

- 「おたがいさま運動」の取り組みをとおした区民の理解促進と情報発信を図ります。
- 区内小学校との連携による心のバリアフリー教育を進めます。
- 区職員等の接遇・介助に関する知識や技術の向上を図る研修の実施を進めます。
- 安全で快適な移動空間を確保するため、自転車利用マナーの向上に関する広報・啓発活動の取り組みを進めます。

## ●目標年次

- |                         |
|-------------------------|
| 短期（3年後まで）：平成29年度～平成31年度 |
| 中期（5年後まで）：平成32年度～平成33年度 |
| 長期（中期以降）：平成34年度～        |

## ●重点整備地区における主な取組内容（特定事業）

旗の台駅を中心とした半径700m（徒歩10分圏内）を目安に、生活関連施設ならびに生活関連経路を含む区域を「重点整備地区」に設定しました。（下図参照）

重点整備地区における移動等円滑化を実現するため、本計画では各主体が取り組むべき特定事業を定めています。

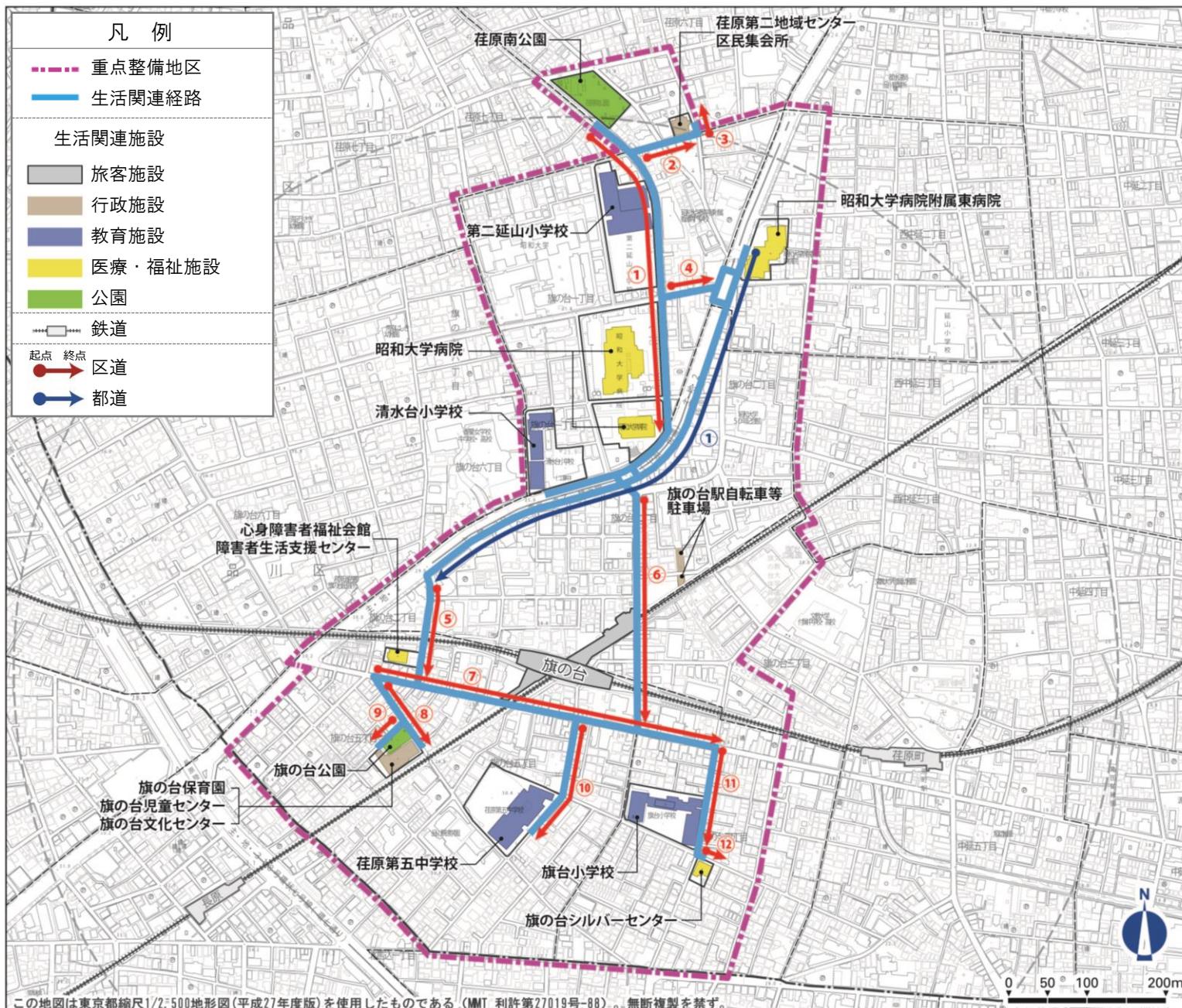


図 旗の台駅周辺地区（重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路）

### <特定事業の実施予定期限>

■：整備等を実施する業務

////：整備等の具体化に向け、関係機関との協議・調整や検討を進めていく事業

施設名	事業概要	短期	中期	長期	施設名	事業概要	短期	中期	長期
都道①	横断歩道へのすりつけ勾配の改善	■	■	■	旗の台駅	触知案内板や音声案内設置の検討	////	////	////
	点字ブロックの整備	■	■	■		券売機に読み込み整備の検討	////	////	////
	歩道の縦断勾配の改善	■	■	■		トイレの音声案内の設置の検討	////	////	////
	歩道の整備（看板等の撤去）	■	■	■		大井町線ホームに可動式ホーム柵を設置	■	■	■
区道①	歩道の横断勾配の改善		■	■	都道① 区道①～⑫	違法駐車車両の指導取締り等	継続	■	■
	点字ブロックの改善・整備	■	■	■		バリアフリー対応型信号機（音響式や経過時間表示式等）の整備	順次	■	■
区道⑤	点字ブロックの補修	■	■	■		エスコートゾーンの整備	必要に応じて実施	■	■
	点字ブロックの整備	■	■	■					

公園	施設名	事業概要	短期	中期	長期
	旗の台公園	出入口部の有効幅員の確保			■
		出入口部のスロープの改善			■
		野外卓・ベンチの改善			■
		水飲み場の改善			■
		階段部に手すりの設置	■	■	■

建築物	施設名	事業概要	短期	中期	長期
	荏原第二地域センター・区民会所	西側出入口部の通行空間の確保	■	■	■
		園路の歩行空間の確保	■	■	■
		野外卓・ベンチの改善	■	■	■
		水飲み場の改善	■	■	■
		だれでもトイレの整備	■	■	■

その他	施設名	事業概要	短期	中期	長期
	荏原第二地域センター・区民会所	通路の歩行空間の確保			■
		エレベーターの音声案内の整備			■
		バリアフリールートの改善	■	■	■
		車いす使用者用駐車場の設置	■	■	■
		だれでもトイレの高機能化	■	■	■
旗の台児童センター		案内板に点字を設置	■	■	■
	第二延山小学校	道路に接する部分の点字ブロックの整備	■	■	■
		だれでもトイレの高機能化	■	■	■
	旗台小学校	敷地出入口部から施設までのバリアフリー動線を確保するための整備	■	■	■
		敷地出入口部のスロープの有効幅の確保	■	■	■
	旗の台文化センター	施設に入る為の昇降施設の整備	■	■	■
旗の台児童センター		施設出入口部の段差の解消	■	■	■
		居室出入口部の段差の解消	■	■	■
		道路に接する部分の点字ブロックの整備	■	■	■
	旗の台保育園	1階施設出入口部の有効幅の確保及びスロープ勾配の改善	■	■	■
		地下1階施設出入口部のスロープ勾配の改善	■	■	■
		施設内の昇降施設の整備	■	■	■
旗の台シルバーセンター		1階施設出入口部の段差の解消	■	■	■
		階段の上下端部の点字ブロックの整備	■	■	■
	旗の台保育園	道路に接する部分の点字ブロックの整備	■	■	■
		トイレ出入口部の段差の改善	■	■	■
		居室出入口部のスロープ勾配の改善	■	■	■
	旗の台シルバーセンター	だれでもトイレの設置	■	■	■
心身障害者福祉会館・障害者生活支援センター		施設内の昇降施設の整備	■	■	■
		道路に接する部分の点字ブロックの整備	■	■	■
		階段の上下端部の点字ブロックの整備	■	■	■
	心身障害者福祉会館・障害者生活支援センター	敷地出入口部のグレーチングの改善	■	■	■
	施設名 <th>事業概要</th> <th>短期</th> <th>中期</th> <th>長期</th>	事業概要	短期	中期	長期
重点整備地区内	重点整備地区	放置自転車対策の強化	継続		
		自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動の実施	継続		
	生活関連経路	看板や商品等の道路上へのはみ出しへの指導	継続		
	区道⑦	旗の台シルバーセンターへの案内板の設置	■	■	■